

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 25 日、令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 15 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 4 年 4 月 19 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

承認第1号

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第15号）

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 42,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,795,726千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 3月25日専決  
木古内町長 鈴木慎也

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		1,900	3,804	5,704
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	0	3,804	3,804
14 国庫支出金		609,712	39,000	648,712
	2 国庫補助金	409,829	39,000	448,829
歳 入 合 計		4,752,922	42,804	4,795,726

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		470,584	42,804	513,388
	1 総務管理費	438,141	42,804	480,945
歳出	合計	4,752,922	42,804	4,795,726

令和3年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	1,900	3,804	5,704
14 国庫支出金	609,712	39,000	648,712
歳入合計	4,752,922	42,804	4,795,726

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	470,584	42,804	513,388				42,804
8 土木費	422,460	0	422,460	39,000			△39,000
歳出合計	4,752,922	42,804	4,795,726	39,000			3,804